

別表 3 (第 1 2 関係)

1 臭化メチルによる消毒方法の基準

(薬量 : g / 内容積 m^3)

検疫有害動物の種類	方法	薬量	時間	倉庫の等級	摘要
種子に食入又は付着する検疫有害動物 (ヒメアカカツオブシムシ及び線虫を除く。)	倉庫くん蒸	24	6時間	特 A 級 又は A 級	ガス濃度を40分以内に均一にできるか く拌機を使用すること。
		48	3時間		
そてつに食入又は付着する検疫有害動物 (ヒメアカカツオブシムシ及び線虫を除く。)		48.5	3時間		
にら、わけぎに付着する検疫有害動物 (ヒメアカカツオブシムシ及び線虫を除く。)		32.5	2時間		
もも核子 (種子) に食入するモモタネコバチ		30	24時間		
やまはぎ及びいたちはぎ種子に食入するマメゾウムシ類		50	48時間		

(注) もも核子並びにやまはぎ及びいたちはぎ種子の消毒は、輸入者から薬害が生じてもやむを得ない旨申し出があった場合にのみ実施すること。

2 燐化アルミニウムによる消毒方法の基準

(燐化水素としての薬量：g / 内容積m³)

検疫有害動物の種類	方法	薬量	温度	時間	倉庫の等級	摘要
種子（とうもろこし、はくさい、ライグラス等）に食入又は付着する検疫有害動物 (グラナリヤコクゾウ、ヒメアカカツオブシムシ及び線虫を除く。)	倉庫くん蒸	0.5	5℃以上～10℃未満	7日	特A級 又はA級	(1) 5℃未満の場合は使用しないこと。 (2) 投薬方法は、通路又は麻袋上に錠剤若しくは粒剤を均等に配置すること又は庫外投薬機を用いること。
			10℃以上～20℃未満	6日		
			20℃以上	5日		

3 青酸ガスによる消毒方法の基準

(薬量：g / 内容積m³)

検疫有害動物の種類	方法	薬量	時間	倉庫の等級	摘要
苗木、苗の表面に付着するカイガラムシ、アブラムシ、アザミウマ、コナジラミ等の検疫有害動物	倉庫くん蒸	液体青酸 1.8(10~20℃)	30分	特A級 又はA級	(1) 植物の表面に水分のある場合及び葉を有する植物に対しては、薬害について注意すること。 (2) ガス濃度を15分以内に均一にできるかく拌機を使用すること。
		青化ソーダ 5.4(20℃以上) 10.8(10~20℃)			

4 選別による消毒方法の基準

検疫有害動植物の種類	選 別 程 度	摘 要
種子に付着する麦角	麦角の混入率（重量比）が 0.05%以上あるときは、荷口全体の選別	選別した病原菌及びり病種子は廃棄すること。
種子に付着する菌核	菌核の混入率（重量比）が0.05%以上あるときは、荷口全体の選別	
種子に付着するだいず紫斑病菌等	り病種子の混入率（重量比）が 1 %以上あるときは、荷口全体の選別	
種子に付着又は混入する土	土がなくなるまで選別	選別した土は廃棄すること。
生植物の地下部から発見されたキタネコブセンチュウ等	キタネコブセンチュウ等の付着している地下部がなくなるまで選別	選別したキタネコブセンチュウ等の付着する地下部は廃棄すること。
球根に付着するヒアシンス黄腐病菌等	り病球根がなくなるまで選別	選別したり病球根は廃棄すること。
球根に付着するゴミコナダニ及びフザリウム病菌等	ゴミコナダニ（同様の加害形態をもつ検疫有害動物を含む。）が付着しており、かつ、り病している球根その他り病球根が 1 %以上あるときは荷口全体の選別	選別したり病球根は廃棄すること。

5 温湯浸漬による消毒方法の基準

検疫有害動物の種類	温 度	時 間	摘 要
球根類に付着するハナアブ及びアザミウマ	44℃	1 時間30分～ 2 時間	(1) 温湯の温度を厳密に保つこと。 (2) 処理後乾燥すること。

6 薬剤浸漬による消毒方法の基準

検疫有害植物の種類	薬剤名及び薬量又は濃度	処理方法及び処理時間	摘 要
りんご，なし等苗木に付着する白紋羽病菌	チオファネートメチル水和剤 500 倍液	10 分間（根部）浸漬	
きゅうり種子に付着するつる割病菌等	チウラム・ベノミル水和剤 20 倍液	10～30 分間浸漬	
ばれいしょ塊茎に付着するそうか病菌	銅水和剤 50～100 倍液	20 分間浸漬	

7 薬剤粉衣による消毒方法の基準

検疫有害植物の種類	薬剤名及び薬量又は濃度	処理方法及び処理時間	摘 要
種子の外部に付着する検疫有害動植物	チウラム水和剤 2～5g／種子1kg	種子粉衣	農薬取締法（昭和23年法律第82号）により登録されたものに限る。 消毒をする場所に陸路輸送を行う場合は、麦角菌核混入穀類等の取扱いに準じて取り扱う。

（注） 輸入者又は管理者から消毒を植物防疫所以外の場所で行いたい旨の申し出がある場合は、消毒場所への輸送方法、消毒する場所の明細、消毒に使用する機器の能力等を明確にさせ、検疫有害動植物の分散防止等監督及び取締り上適当であるときは、これを認めることができる。